

質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 塔ヶ崎高架橋(鋼上部工) 工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	設計図	<p>塔ヶ崎高架橋 図面番号(135~138/156)図面の注記に「※床版定着用アンカーは別途検討を要する。」と記載がございます。また、図面番号140/156の製品数量(参考)に以下の材料数の記載がございません。床版定着用のアンカーボルトの別途検討後、設計変更にて追加されると考えてよろしいでしょうか。本工事の施工範囲の場合は各数量の明示をお願いします。</p> <p>①床版定着用アンカーボルト ②アンカープレート ③支圧版 ④バックアップ材 ⑤ゴムバネ ⑥ネオプレーンゴム材 ⑦ゴムラテックス</p>	<p>注記に示す「※床版定着用アンカーは別途検討を要する。」は上部工詳細設計で別途検討を行うということです。また、①~⑦の各部材もコンクリート防護柵の施工範囲に含まれます。各材料の数量は、設計図及び貴社の施工計画に基づき計上してください。</p>
2	設計図	<p>塔ヶ崎高架橋 図面番号(135~139/156)図面中の床版定着用のアンカーボルトおよびアンカープレートの詳細が読み取れません。材質及び寸法、表面処理、必要数量が読み取れる詳細図の明示をお願いします。</p>	<p>各材料は設計図及び貴社の施工計画に基づき計上してください。</p>
3	特記仕様書、設計図	<p>特記仕様書20-7-2コンクリート防護柵工(1)種別より、本工事の単価表の項目に含まれる区分はTypeA,TypeB,TypeC,TypeDの4種類ですが、塔ヶ崎高架橋 図面番号140/156 PC高欄数量表に特記仕様書記載のない以下の区分(形状)がございます。</p> <p>特記仕様書に記載のない区分(形状)については、本工事の施工範囲外と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>【特記仕様書の区分に記載がない区分(形状)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端部定着ブロックA ・端部定着ブロックB ・短尺ブロック 	<p>端部定着ブロックA・B及び短尺ブロックは、本工事の施工範囲に含まれます。</p> <p>区分については設計図 塔ヶ崎高架橋 135~138/158に記載のとおりです。</p>